

令和4年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の期間

令和4年12月15日から令和5年2月27日まで（委員監査日：2月14日）

3 監査の範囲

令和3年度介護老人保健福祉施設（福祉の里）の指定管理に係る出納その他の事務の執行について

4 監査選定基準及び監査対象団体

(1) 監査選定基準

令和4年度監査計画に基づき、指定管理者が管理を行っている市の施設の中から次のとおり抽出した。

ア 指定管理者

社会福祉法人 和光福祉会

（指定管理施設：介護老人保健福祉施設（福祉の里））

イ 所管課

介護老人保健福祉施設（福祉の里）：保健福祉部 長寿あんしん課

社会福祉法人和光福祉会：保健福祉部 地域包括ケア課

5 監査の着眼点

(1) 指定管理者

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

(ア) 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。

また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。

イ 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

(イ) 所管課や市長等との協議、通知及び各種報告は協定等どおりなされているか。

特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

(ロ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

(ハ) 管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。さらに、管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりになされているか。

(ニ) 経費の負担区分が指定管理者となっている修繕等を放置、先送り等していないか。

(ホ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。

(ヘ) 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

(ト) 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、市への納付は適切かつ適正に行われているか。

(チ) 経費節減は図られているか。

(リ) 住民の平等利用は確保されているか。

(ル) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行われているか。

また、施設賠償責任保険の加入及びその内容は適正か。

- (#) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (シ) 災害・緊急時の対応は明確になっているか。
- (ス) 協定書等により貸与された物品の管理及び処分は適正になされているか。
- ウ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
 - (ア) 利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。
 - (イ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - (ウ) 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
 - (エ) 利用料金を減免している場合、その手続は適正に行われているか。
 - (オ) 市に納付金を納めることになっている場合、納付時期、納付金額及びその計算根拠は適正か。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- キ 行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ク 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

(2) 所管課

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - (ア) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - (イ) 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続は適正かつ迅速に行われているか。
 - (ウ) 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等の徴収又は収納している場合、その委託の手続がされ、告示とともに納入義務者の見やすい方法により公表されているか。また、使用料等が、適切かつ適正に市に納付されているかを確認しているか。
 - (エ) 自主事業の承認は適切か。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - (ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
 - (イ) 指定に当たって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
 - (ウ) その他指定の手続は条例等に基づき適正に行われているか。
 - (エ) 指定管理者の経営状況に注意を払っているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - (ア) 管理する施設及び設備等の維持管理の範囲及び仕様、業務の内容は明確になっているか。
 - (イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。
 - (ウ) 区分経理を明記しているか。
 - (エ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - (オ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
 - (カ) 備品の取扱いに関する事項は適切に記載されているか。
 - (キ) 災害・緊急時の対応は明確になっているか。

- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は、適正になされているか。
- キ 指定管理者に対して、適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または、指定管理者の費用で実施させていないか。
- シ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

6 監査の方法

監査対象団体及び監査対象所管課より必要な資料を求め、令和3年度介護老人保健福祉施設（福祉の里）の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正に執行されているかを主眼とし、関係書類の調査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 施設の概要

- (1) 名称
和光市介護老人保健福祉施設（和光市福祉の里）
- (2) 所在地
和光市新倉八丁目23番1号
- (3) 施設の規模
RC造5階建（居室等は3階まで）、敷地面積7886.81㎡、
建築面積3026.32㎡、延べ床面積5973.45㎡
- (4) 構成施設
 - ア 介護老人保健施設「ナーシングホーム和光」
介護老人保健施設サービス及び短期入所療養介護 定員99名
通所リハビリテーション 定員10名×2単位
 - イ 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）「和光苑」 定員60名

2 施設運営

(1) 施設利用状況

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 老健利用者数（人） | 90 | 89 | 88 | 95 | 98 | 97 | 97 | 102 | 103 | 102 | 99 | 101 | 1,161 |
| デイケア利用者数（人） | 55 | 58 | 58 | 55 | 52 | 46 | 43 | 45 | 49 | 52 | 49 | 49 | 611 |
| 特養利用者数（人） | 62 | 58 | 57 | 59 | 60 | 60 | 59 | 61 | 64 | 65 | 60 | 61 | 726 |
| 利用者合計（人） | 207 | 205 | 203 | 209 | 210 | 203 | 199 | 208 | 216 | 219 | 208 | 211 | 2,498 |
| 老健利用率（%） | 80.7 | 82.8 | 83.3 | 84.2 | 89.4 | 91.1 | 90.4 | 93.9 | 94.9 | 93.0 | 93.2 | 93.9 | 89.2 |
| デイケア利用率（%） | 86.6 | 91.2 | 84.5 | 83.0 | 76.1 | 67.7 | 64.5 | 66.8 | 75.0 | 78.0 | 75.0 | 77.4 | 77.2 |
| 特養利用率（%） | 86.6 | 90.6 | 90.2 | 88.4 | 85.8 | 90.0 | 88.3 | 87.7 | 91.4 | 91.2 | 96.3 | 93.8 | 90.0 |
| 平均利用率（%） | 84.6 | 88.2 | 86.0 | 85.2 | 83.8 | 82.9 | 81.1 | 82.8 | 87.1 | 87.4 | 88.2 | 88.4 | 85.5 |

(※) 利用者数について、延べ利用者数のため定員を上回る場合がある。

(2) 運営体制

(R4. 12. 31現在)

| | 老健 | デイケア | 特養 |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 施設長(苑長) | 1人 (1人) | — | 1人 (1人) |
| 医師 | 2人 (1人) | — | 2人 (0人) |
| 薬剤師 | 1人 (0人) | — | — |
| 看護師 | 11人 (8人) | 1人 (0人) | 5人 (3人) |
| 生活相談員 | — | — | 1人 (1人) |
| 支援相談員 | 3人 (3人) | — | — |
| 介護支援専門員 | 1人 (1人) | — | — |
| 機能訓練指導員 | — | — | 1人 (1人) |
| 管理栄養士 | 1人 (1人) | — | 1人 (1人) |
| 理学療法士 | 4人 (4人) | — | — |
| 作業療法士 | 2人 (2人) | — | — |
| 言語聴覚士 | 1人 (0人) | — | — |
| 介護職 | 36人 (28人) | 8人 (5人) | 27人 (21人) |
| 事務職 | 3人 (2人) | 1人 (1人) | 1人 (1人) |
| 相談役 | 1人 (0人) | — | — |
| 運転手 | 2人 (0人) | — | 1人 (0人) |
| 清掃員 | 1人 (0人) | — | 1人 (0人) |
| 合計 | 69人 (50人) | 10人 (6人) | 41人 (29人) |

(※) カッコ内はうち、常勤人数

(※) 兼務はそれぞれカウントする

3 基本協定書第21条における市への納付金

| 勘定科目 | | 老健 | デイケア | 特養 |
|---------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| サービス活動増減の部 | 収益 | | | |
| | 介護保険事業収益 | 472,683,742 | 40,743,575 | 253,464,032 |
| | その他事業収益 | 153,000 | | 1,284,115 |
| | 経常経費寄付金収益 | 10,000 | | 20,000 |
| | サービス活動収益計 ① | 472,846,742 | 40,743,575 | 254,768,147 |
| | 費用 | | | |
| | 人件費 | 313,803,788 | 25,653,269 | 189,805,619 |
| | 事業費 | 67,316,085 | 3,740,939 | 38,381,372 |
| | 事務費 | 58,272,566 | 10,482,188 | 34,616,449 |
| | 利用者負担軽減額 | | | 1,230,440 |
| 減価償却費 | 8,013,470 | 909,703 | 3,539,726 | |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額 | △ 1,549,643 | △ 94,633 | △ 2,165,199 | |
| サービス活動費用計 ② | 445,856,266 | 40,691,466 | 265,408,407 | |
| サービス活動増減差額 ③=①-② | 26,990,476 | 52,109 | △ 10,640,260 | |
| 市への納付金 ③の3割 | 8,097,143 | 15,633 | △ 3,192,078 | |
| 市への納付金 (合計) | | | 4,920,698 | |

4 令和3年度収支状況

(単位：円)

| 勘定科目 | | 老健 | デイケア | 特養 |
|----------------------|---------------|-------------|--------------|-------------|
| 事業活動による収支 | 収入 | | | |
| | 介護保険事業収入 | 472,683,742 | 40,743,575 | 253,464,032 |
| | その他の事業収入 | 153,000 | 0 | 1,284,115 |
| | 経常経費寄付金収入 | 10,000 | 0 | 20,000 |
| | 受取利息配当金収入 | 3,099 | 268 | 1,316 |
| | その他の収入 | 3,139,711 | 262,739 | 939,742 |
| | 事業活動収入計 (A) | 475,989,552 | 41,006,582 | 255,709,205 |
| | 支出 | | | |
| | 人件費支出 | 303,720,753 | 24,809,429 | 183,627,195 |
| | 事業費支出 | 67,316,085 | 3,740,939 | 38,381,372 |
| 事務費支出 | 58,257,853 | 10,481,953 | 34,607,931 | |
| 利用者負担軽減額 | 0 | 0 | 1,230,440 | |
| 事業活動支出計 (B) | 429,294,691 | 39,032,321 | 257,846,938 | |
| 事業活動資金収支差額 ① (A-B) | 46,694,861 | 1,974,261 | △ 2,137,733 | |
| 施設整備等による収支 | 収入 | | | |
| | 施設整備等補助金収入 | 488,000 | 0 | 1,474,000 |
| | 施設整備等収入計 (C) | 488,000 | 0 | 1,474,000 |
| | 支出 | | | |
| | 固定資産取得支出 | 4,474,375 | 81,655 | 1,405,127 |
| 施設整備等支出計 (D) | 4,474,375 | 81,655 | 1,405,127 | |
| 施設整備等資金収支差額 ② (C-D) | △ 3,986,375 | △ 81,655 | 68,873 | |
| その他の活動による収支 | 収入 | | | |
| | 積立資産取崩収入 | 1,829,275 | 0 | 989,083 |
| | その他の活動収入計 (E) | 1,829,275 | 0 | 989,083 |
| | 支出 | | | |
| | 積立資産支出 | 18,238,709 | 1,679,207 | 9,130,759 |
| | 拠点区分間繰入金支出 | 0 | 0 | 413,503 |
| | 事業区分間繰入金支出 | 700,516 | 68,612 | 0 |
| その他の活動による支出 | 4,920,698 | 0 | 0 | |
| その他の活動支出計 (F) | 23,859,923 | 1,747,819 | 9,544,262 | |
| その他の活動資金収支差額 ③ (E-F) | △ 22,030,648 | △ 1,747,819 | △ 8,555,179 | |
| 当期資金収支差額 ①+②+③ | 20,677,838 | 144,787 | △ 10,624,039 | |

4 監査委員の意見

介護老人保健福祉施設（福祉の里）の指定管理者である社会福祉法人和光市福祉会及び保健福祉部長寿あんしん課並びに地域包括ケア課について、現地調査、補助監査及び監査委員による監査を行った結果、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、一部において改善・検討を要する事項も見受けられたので、意見として以下のとおり述べる。

(1) 指定管理者について

施設の管理運営は、基本協定に基づく事業計画書及び業務報告書の提出を確認するとともに、出納関係帳票の整備保存等、収支決算の処理状況も確認し、おおむね適正に管理されているものと認められた。また、業務報告書、モニタリング評価資料等からは、新型コロナウイルス感染症影響下の厳しい状況が窺える中、サービス提供に係る人員配置体制の充実に力を入れられており、特別養護老人ホーム「和光苑」においては、入所から看取りまで入所者及び御家族を支えることで利用率の向上及び入所者本位の姿勢で施設における生活支援の充実に取り組まれ、また、介護老人保健施設「ナーシングホーム和光」においては、常勤の理学療法士や作業療法士を複数名配置することでリハビリ等による在宅復帰率の向上に取り組まれることで、それぞれ高いサービス水準を維持されていることは大いに評価すべき点である。

一方で、福祉の里の各施設内における備品管理については、指定管理者の所有する備品の台帳は整備されているものの、市の所有する備品の台帳は備え付けられていないことが確認された。指定管理者と市、双方において、備品の把握が不十分であると、当該備品の管理、使用、更新、廃棄等が適正に行われなくなるおそれがあるため、今後、市と指定管理者双方で備品台帳を共有、更新し、備品の適正な管理が行われるよう改善を望むものである。

(2) 指定管理者に対する指導監督等について（所管課）

基本協定に定められたモニタリングを含めた実地調査を行っており、指定管理者と各事業に関する情報及び認識を共有し、適正な指導監督が行われていることを確認した。一方で、施設及び設備の修繕については、基本協定第22条第1項から第3項において市と指定管理者の役割分担が定められているが、市が行うこととされている100万円以上の支出となった修繕について、指定管理者の支出により実施していたことが確認された。なお、当該修繕は、入所者の健康管理等を優先し、指定管理者が緊急の案件として主体的に取り組まれたものであるが、基本協定第22条第4項の規定により、利用者に対する安全確保の点から早急に修繕が必要な場合においては双方協議の上実施すべきところ、協議が行われた記録がなかった。今後同様の緊急修繕が生じた場合は、基本協定に沿って、指定管理者との事前協議を実施するなど、適切な対応を取られるよう要望するものである。

なお、本監査の中で、指定管理者が人員配置体制の充実に取り組まれているものの、介護人材を取り巻く環境は厳しく、新たな人材確保が大変困難となっている状況にあり、このことが事業運営への課題であると認識できた。人材確保に当たっては、指定管理者の自助努力に加え、市側にも、過去に行われた医療・福祉人材に地域定着していただくための事業の取り組み経験を活かして、新たな人材確保への取り組みを検討していただくことを、期待するものである。

最後に、和光福祉会においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、最近緩和しつつあるものの、未だに残っており、その対策等のため、当面は施設の事業運営が厳しい状況の中での指定管理事業を実施していくことが見込まれる。今後も、利用者の要望や需要を的確に踏まえつつ、これまで培ったノウハウも十分生かしながら、更に質の高いサービスの提供が可能になるよう、効果的で効率的な事業運営に努められること、また、指定管理事業の中において、社会福祉法人として更なる地域貢献にも努めていただきたい。